

農林漁業信用基金の 令和3年度の 業務運営方針について

農林漁業信用基金では、令和4年度までの中期目標・中期計画の達成に向けて取り組んでいるところですが、令和3年度においては、以下の重点事項に取り組むこととしています。

1 農業信用保険業務

- 今年度の保険料率は据え置きですが、公庫転貸資金に係る現行の資金区分について、事故率等の状況を踏まえ検証していきます。
- 部分保証等、基金協会と融資機関との適切な責任分担を図る措置について、基金協会にも十分にご説明しながら、農林水産省に必要な協力を求めています。
- 引受から期中管理における今後の教訓を整理した「カルテ」を作成し、基金協会に情報提供（意見交換会を開催）していきます。基金協会の協力も得ながら、カルテの分析向上を図っていきたいと考えています。
- 求償権の回収について、サービスの有効な活用方法や基金協会の負担軽減について検討し、情報提供を行っていきます。

2 林業信用保証業務

- 保証料率等について、下記の通り変更することとし、令和3年10月1日より施行いたします。
- 保証料率について、従前の3区分を廃止し、制度資金に係る料率は年0.15%~1.35%、それ以外は0.20%~1.80%の2区分にする。
- 保証割合について、原則80%保証とし、100%保証の対象は、災害復旧等に必要資金及び制度資金に係る保証とする。
- 一被保証者当たりの保証の最高限度額を6億円にする。
- 既往契約についての上記変更の適用は、個別に協議して決める。
- 関係者の皆様には、今後、十分に説明を行ってまいります。

3 漁業信用保険業務

- 令和3年4月より、新たに、特定の災害被災者に対し、基金協会が保証料率を一定以上引き下げた場合に、保険料率を引き下げる措置（災害特例保険料率）を開始します。
- 基金協会と融資機関との責任分担のあり方について、基金協会とともに検討の上、農林水産省の協力を求めています。
- 事故カルテや回収事例について、基金協会等との意見交換を行いながら、業務の検証等をしていきます。

※ 当基金は、令和3年度においても引き続き、基金協会や融資機関等、関係者のみなさまと積極的にコミュニケーションを図りながら、透明性のある業務運営を行っていく考えです。

今年度、新型コロナウイルス感染症による影響がどのようなものになるか、見通しが難しいところですが、当基金といたしましては、ウェブ会議などの新たな業務手法も柔軟に活用しながら、関係者のみなさまとの意見交換等に取り組んでまいりたいと考えております。